医療法人颯仁会　訪問看護ステーションまほろば

運営規程（医療保険）

（事業目的）

第１条　医療法人颯仁会が設置する訪問看護ステーションまほろば（以下「事業所」という）において実施する指定訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、指定訪問看護の円滑な運営管理を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたった適切な指定訪問看護の提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　この事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

２　利用者の疾病状態の悪化防止又はその予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　指定訪問看護の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行なうと共に、主治の医師及び関連サービスへ情報の提供を行なうものとする。

（事業所の名所）

第３条　事業を行なう事業所の名称及び所在地は,次のとおりとする。

（１）名　称　　訪問看護ステーションまほろば

（２）所在地　　大阪府羽曳野市誉田３丁目１５番６号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　この事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　看護師　　１名（常勤職員）

管理者は主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行なうとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し尊重すべき事項についての指揮命令を行なう。

（２）看護職員　　看護師　　５名（常勤４名、非常勤１名）

看護職員は主治医の指示による指定訪問看護計画に基づき指定訪問看護にあたる。

（３）理学療法士　　５名（常勤兼務５名）

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日～金曜日までとする。（ただし 12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

（２）営業時間　　午前 9 時から午後 5 時までとする。

（３）サービス提供時間　　24 時間

（４）上記営業日、営業時間のほか、電話などにより 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護の内容）

第６条　この事業所で行う指定訪問看護は、利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に上げる事業を行う。

（１）訪問看護計画の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスを記載した訪問看護計画書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

① 病状・障害の観察
② 服薬管理・残薬の確認（※）
③ 清拭・洗髪等による清潔の保持
④ 食事および排泄等日常生活の世話
⑤ 床ずれの予防・処置
⑥ リハビリテーション
⑦ ターミナルケア
⑧ 認知症患者の看護
⑨ 療養生活や介護方法の指導
⑩ カテーテル等の管理
⑪ その他医師の指示による医療処置

（※）主治医に対して、把握した服薬状況（残薬状況含む）の情報提供を行う。また、必要に応じ、ご利用者様の同意を得たうえで、保険薬局への情報提供も行うことがある。

（２）訪問看護計画書に基づく指定訪問看護

（３）訪問看護報告書の作成

（利用料など）

第７条　指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告知上の報酬額）によるものとする。

２　法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告知上の報酬額）の額とする。

３　次条に定める通常の事業の交通費は、その実費を徴収する。

（１）事業実施地域から片道 3 キロメートル未満　　200 円

（２）事業実施地域から片道 3 キロメートル以上　　500 円

４　前３項の利用料などの支払いを受けた時は、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区

別）について記載した領収書を交付する。

5　指定訪問看護の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、羽曳野市・藤井寺市・柏原市・富田林市・太子町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　指定訪問看護の提供を行なっているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当てを行なうと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求めるなどの必要な措置を講じると共に管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2　利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3　利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

第 10 条　看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（苦情処理）

第 11 条　指定訪問看護の提供に関わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講ずるものとする。

2　本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行なう調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

3　本事業所は、提供した指定訪問看護に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

（個人情報の保護）

第 12 条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

（４）上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（５）その他虐待防止のために必要な措置。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第 14 条　事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。

２　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 15 条　本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　　採用後 3 ヶ月以内

（２）継続研修　　年 1 回

２　職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

４　事業所職員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。

５　本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結日から 5 年間保存するものとする。

６　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人颯仁会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成　９年２月１日から施行する。

この規程は、平成１７年２月１日から施行する。

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

この規程は、平成２２年６月１日から施行する。

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

この規程は、令和　６年６月１日から施行する。

この規程は、令和　７年３月14日から施行する。

この規程は、令和　８年１月19日から施行する。

この規程は、令和　８年６月１日から施行する。